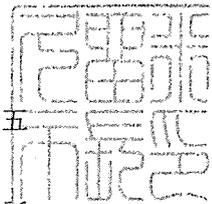


久留米市公告第 54 号

J R久留米駅東西自由通路エレベーター・エスカレーター保守点検業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年3月 10 日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

- (1) 業務名：J R久留米駅東西自由通路エレベーター・エスカレーター保守点検業務委託
- (2) 業務場所：久留米市 京町 地内
- (3) 業務内容：別紙「J R久留米駅東西自由通路エレベーター・エスカレーター保守点検業務委託 仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 入札予定価格 (税込)：¥10,612,800
入札書比較価格 (税抜)： ¥9,648,000
- (6) 最低制限価格 (税込)： ¥9,542,500
最低制限比較価格 (税抜)： ¥8,675,000
- (7) 支払条件：月払い

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてそ

くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6 入札説明会は実施しない。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が确实と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

カ 入札書に入札者の記名押印がないとき

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

9 その他入札に関し必要な事項

(1) 仕様書等の入手場所

久留米市ホームページからダウンロードすること。

- ・仕様書
- ・入札書
- ・質問票
- ・入札参加資格確認申請書

(2) 質問の受付期間及び受付場所

① 受付期間：公告日から令和8年3月13日（金）17時まで

② 受付場所：11 事務局

③ 質問の提出方法

質問事項を所定の様式（質問票）により作成し、FAX 又は電子メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答

令和8年3月16日（月）までに FAX 又は電子メールで回答する。また、必要

に応じて市ホームページで公開する。

(3) 契約締結日

落札した者は、令和8年3月31日までに契約締結の手続きを行うこと。

10 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 久留米市の各年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があったときは、この契約は解除されることがある。この場合において、落札者は、契約解除により生じた損害の賠償を久留米市に請求することができない。
- (7) 予算不成立の場合は、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

11 問い合わせ先（事務局）

久留米市都市建設部公園土木管理事務所

住所：〒839-0862 久留米市野中町621-18

電話：0942-22-6177

FAX：0942-22-6178

電子メール：koudou@city.kurume.lg.jp